

定款より組合員の資格・加入・脱退に関する事項の要約

【組合員の資格】

第12条 JAいるま野の組合員は、正組合員及び准組合員です。

2 次に掲げる要件に該当する方は、当JAの正組合員となることができます。

- (1) 5アール以上の土地を耕作する農業を営む個人で、その住所又はその経営の土地若しくは施設が当JAの地区内にある方
- (2) 1年のうち50日以上農業に従事する個人で、その住所又はその従事する農業に係る土地若しくは施設が当JAの地区内にある方
- (3) 農業を営む法人(その常時使用する従業員の数が300人を超え、かつ、その資本の額又は出資の総額が3億円を超える法人を除く。)で、その事務所又はその経営に係る土地が当JAの地区内にあるもの

3 次に掲げる要件に該当する方は、当JAの准組合員となることができます。

- (1) 当JAの地区内に住所がある方で、当JAの事業を利用することが適当と認められる方
- (2) 当JAと融資、貯金、共済、物品購入のいずれかの取引を1年以上継続して行っている方で、当JAの地区内に勤務地があり、引き続き当JAの事業を利用することが適当であると認められる方
- (3) 住所や勤務地が当JAの地区に無い場合は、当JAからの物品購入、当JAを利用しての物品販売取引を1年以上継続して行っている方で、引き続き当JAの事業を利用することが適当であると認められる方
- (4) この組合の地区の全部又は一部を地区とする農業協同組合
- (5) 地区内に住所がある当JAの正組合員個人が主たる構成員となっている農用地利用改善事業実施団体で、当JAの事業を利用することが適当であると認められるもの。
- (6) 地区内に住所がある当JAの正組合員個人が主たる構成員となっている農事組合法人やその他の団体で、当JAの事業を利用することが適当であると認められるもの。

【加入】

第14条 当JAの組合員加入を希望される方は、出資口数を記載した加入申込書を組合に提出していただきますが、法人等団体での加入につきましては、さらに次の書類の添付が必要となります。

- (1) 定款又はこれに代わるべき書類
- (2) 加入についての総会の議事録の抄本等当該団体の加入の意思を証する書面
- (3) 代表者の氏名及び住所を記載した書面

2 当JAは、提出いただいた申込書を審査の上、加入の可否についてご連絡いたします。

3 当JAが組合員加入を承諾した場合は、加入申込書に記載された出資金の払込みをしていただき組合員となります。

4 組合員加入を希望される方が、組合員たる資格を有するかどうか明らかでないときは、理事会においてこれを決定します。

【脱退】

第19条 組合員は、いつでも、その出資持分の全部を譲渡することによって脱退することができますが、その出資持分を譲り受ける方がいないときは、当該組合員は当JAに対しその出資持分を譲り受けるべきことを請求することができます。

2 前項の規定に基づく請求があったときは、当JAはその請求の日から60日を経過した日以後に到来する事業年度末においてその持分を譲り受けます。この場合には、当JAに対する出資額を限度として出資持分を払い戻しいたします。

3項～5項は省略

6 組合員は、第1項の規定による持分全部の譲渡によるほか、次の事由によって脱退となります。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡又は解散
- (3) 除名

【出資口数の減少】

第22条 組合員は、事業を休止したとき、事業の一部を廃止したとき、その他やむを得ない理由があるときは、理事会の承認を得てその出資の口数を減少することができる。

2項は省略

組合員加入・脱退等については、お近くのJA窓口まで

本店	04-2965-0954	大井支店	049-262-1627	柏原支店	04-2952-6241	加治支店	042-972-7101
芳野支店	049-222-0782	大井西部支店	049-262-5252	水富支店	04-2952-6225	日高支店	042-989-3111
古谷支店	049-235-1581	三芳支店	049-258-0010	入曾支店	04-2959-2128	高萩支店	042-989-0201
南古谷支店	049-235-2006	鶴瀬支店	049-251-1144	堀兼支店	04-2957-4361	高麗支店	042-989-1101
高階支店	049-242-1066	南畑支店	049-251-0214	奥富支店	04-2952-4304	柳瀬支店	04-2944-1271
福原支店	049-243-4224	水谷支店	049-251-0070	宮町支店	049-281-2204	松井支店	04-2992-9121
日東支店	049-243-3688	みずほ台支店	049-253-2522	坂戸支店	049-281-0036	富岡支店	04-2942-1211
大田支店	049-243-3306	東金子支店	04-2962-5297	入西支店	049-281-0103	山口支店	04-2923-9131
名細支店	049-231-2211	宮寺支店	04-2934-2013	鶴ヶ島支店	049-285-0176	吾妻支店	04-2924-0123
山田支店	049-222-0489	藤沢支店	04-2962-3824	毛呂山支店	049-294-2033	小手指支店	04-2948-0285
田面沢支店	049-226-3315	黒須支店	04-2962-8234	越生支店	049-292-3154	三ヶ島支店	04-2948-0225
川越支店	049-222-0044	豊岡支店	04-2962-3111	飯能支店	042-972-5501	狭山ヶ丘支店	04-2948-2317
霞ヶ関支店	049-231-1906	金子支店	04-2936-0121	吾野支店	042-978-0044		
的場支店	049-231-1702	西武支店	04-2932-1178	名栗原市場支店	042-977-0003		
福岡支店	049-261-0021	狭山支店	04-2953-6382	本町支店	042-972-6201		

組合員加入のご案内

購買・販売

- ・農業に必要な生産資材、お米などの生活資材の提供
- ・安心安全な農産物を消費者の方へ

共済

- 不慮の災害から組合員や地域の皆さまの暮らしを守ります
- ・生命、建物、火災、自動車

信用

- 地域のメインバンクを目指して、信頼できるサービスを提供します
- ・貯金、融資、為替

高齢者福祉

- ・デイサービス(日帰り介護)

相談・指導

- ・営農相談、営農指導
- ・生活相談、生活指導
- ・健康相談
- ・法律、税務相談
- ・資産管理相談

JAいるま野を
ご利用されている皆さん
これから利用してみたい方
JAいるま野の
組合員になりませんか？

組合員とは？

当JAは、組合員・地域の皆さまとのふれあいを大切に、地域に根ざした事業展開を進めるとともに、幅広い暮らしの相談におこたえし、豊かな暮らしづくりをお手伝いさせていただいております。組合員に加入し、「地域の農業」「地域の経済」を盛り上げる仲間になりませんか。

組合員には、組合員資格があり「正組合員」と「准組合員」があります。農業者である「正組合員」の意思決定によりJAは運営されていますが、地域の皆さんも「准組合員」としてご利用いただくことができます。

主な組合員資格

◆正組合員になれる方

- 当JA管内にお住まい又は、土地・施設があり5アール以上の耕作をしている農業を営む個人の方
- 当JA管内にお住まい又は、土地・施設があり年50日以上農業に従事している個人の方
- 当JA管内に事務所又は土地がある農業を営む法人（一定規模以上のものを除く）

◆准組合員になれる方

- 当JA管内にお住まいの方
- 当JA管内にお勤めの方で、当JAの所定事業を1年以上ご利用されている方など
- 農業者の協同組織など

※上記以外の方でも組合員になれます。詳しくは、裏面をご覧ください。

※当JA管内の市町……川越市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、入間郡三芳町、入間郡毛呂山町、入間郡越生町

組合員になると？

- JAの総合事業を活かした、有資格者によるライフステージにあわせた資産の運用、保障の充実提案や、専門家による各種相談（税務・法律・相続）や、耕作しなくなった農地の活用などの相談を受けられます。
- 総代会（組合の最高の意思決定機関）の議決により、出資（出資金）に応じた配当金や所定の事業利用の分量に応じた配当金をお受取りになれます。
※JAの事業実績によっては、お受け取りになれない場合があります。
- JAポイントカードをお申込みいただき、当JA所定の事業をご利用いただくと、一定基準のポイントが付き、そのポイントはキャッシュバックや直売所等での商品購入などに交換することができます。

〔JAポイントサービスの概要〕



※JAポイントカードについて、詳しくはJA窓口まで

組合員加入手続きについて

※毎年総代会の日(6月中旬)の2週間前から総代会の日までの間は加入の受付はしていません。

裏面の組合員の資格をご確認の上、各支店窓口にて加入希望をお申し付け下さい。なお、組合員加入時には出資（出資金）が1口以上必要になりますが、適正なJA運営のため、**10口以上の出資をお願いしております。** ※出資1口の金額は、1,000円です。

- ①組合員加入申込書の必要事項をご記入いただき、身分を証明する書類と共に支店窓口にご提出下さい。
- ②書類を確認の上、組合員加入の可否判断をさせていただきます。
- ③加入可能であれば、申込に基づき出資（出資金）を普通貯金口座より引き落としをさせていただきます。
なお、当JAに普通貯金口座が未開設の場合は、口座開設手続きもお願いいたします。（配当金の入金等の為）
- ④組合員加入事務手続きが完了しましたら、後日、出資証券を発行しお届けいたします。
※出資証券は、10口以上の出資をいただいた場合に発行いたします。

加入時に必要になる書類等(個人の方)

※法人・団体の加入時には別途書類が必要になります。

- 組合員加入申込書（支店窓口を設置しております）
- 身分証明書（運転免許証・パスポート・健康保険証等）
- 印鑑（当JA普通貯金口座を開設されている方は、届出印をお持ち下さい）
- 当JA普通貯金通帳（未開設の場合は開設をお願いいたします）

組合員脱退手続きについて

※毎年1月30日(閏年は1月31日)より3月31日までの間は任意脱退の受付はしていません。

脱退希望であることを、加入手続きを行っていただいた支店窓口へ申し出ていただければ手続きができます。

なお、毎事業年度末（3月末）の60日前までに書面を提出いただくことで、その年度末での脱退となります。

また、お預かりしていた出資金については、その額を限度として払い戻しいたします。

※JAの経営状況により全口（全額）払い戻しが保証されているものではありません。

※脱退手続き完了後、貯金口座が不要であれば解約の手続きをお願いします。

脱退時に必要になる書類等(個人の方)

※法人・団体の脱退時には別途書類が必要になります。

- 持分全部の譲受請求および脱退届（支店窓口を設置しております）
- 身分証明書（運転免許証・パスポート・健康保険証等）
- 印鑑
- 出資証券（お持ちでない場合は、その旨をお申し出下さい）
- 委任状（脱退手続きを本人以外の方が行う場合）

お願い 組合員加入後、以下の時は必ず加入手続きを行った支店にご連絡ください。

- 住所が変更になった………住所変更手続き、又は脱退手続きが必要になります。
- 氏名が変更になった………氏名変更手続きが必要になります。
- 組合員本人が亡くなられた………相続手続き、又は脱退手続きが必要になります。
- 組合員資格が喪失又は変更になった………脱退手続き、又は資格変更手続きが必要になります。
- 出資証券を紛失してしまった………出資証券の再発行手続きが必要になります。

上記以外でもご不明な点がございましたら、窓口にご相談下さい。